

NPO法人こんちえると 定款

第1章 総則

(名称)

第1条 この法人は、NPO法人こんちえるとという。

(事務所)

第2条 この法人は、主たる事務所を神奈川県横浜市に置く。

第2章 目的及び事業

(目的)

第3条 この法人は、障害（児）者の地域生活を支援し、地域における社会福祉の増進に寄与することを目的とする。

(特定非営利活動の種類)

第4条 この法人は、前条の目的を達成するため、次に掲げる種類の特定非営利活動を行う。

(1)保健、医療又は福祉の増進を図る活動

(事業)

第5条 この法人は、第3条の目的を達成するため、次の特定非営利活動に係る事業を行う。

(1) 障害（児）者の地域生活の自立を促進する事業

(2) 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく障害福祉サービス事業及び相談支援事業

(3) その他この法人の目的を達成するために必要な事業

第3章 会員

(種別)

第6条 この法人に次に掲げる会員を置き、正会員をもって特定非営利活動促進法(以下「法」という。)上の社員とする。

(1) 正会員 この法人の目的に賛同して入会した個人及び団体

(2) その他の会員 理事会において別に定める規則により入会した個人及び団体

(入会)

第7条 正会員として入会しようとするものは、理事長が別に定める入会申込書により、理事長に申込みものとし、理事長は、そのものが前条に掲げる条件に適合すると認めるときは、正当な理由がない限り、入会を認めなければならない。

2 理事長は、前項のもの入会を認めないときは、速やかに、理由を付した書面をもって本人にその旨を通知しなければならない。

(会費)

第8条 正会員は、理事会において別に定める会費を納入しなければならない。

(会員の資格の喪失)

第9条 正会員が次の各号のいずれかに該当するに至ったときは、その資格を喪失する。

- (1) 退会届の提出をしたとき。
- (2) 本人が死亡し、又は正会員である団体が消滅したとき。
- (3) 継続して1年以上会費を滞納したとき。
- (4) 除名されたとき。

(退会)

第10条 正会員は、理事長が別に定める退会届を理事長に提出して、任意に退会することができる。

(除名)

第11条 正会員が次の各号のいずれかに該当するに至ったときは、総会において正会員総数の3分の2以上の議決により、これを除名することができる。この場合、その正会員に対し、議決の前に弁明の機会を与えなければならない。

- (1) この定款等に違反したとき。
- (2) この法人の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき。

(拋出金品の不返還)

第12条 既納の会費その他の拋出金品は、返還しない。

第4章 役員

(種別及び定数)

第13条 この法人に次の役員を置く。

- (1) 理事 3人以上18人以下
 - (2) 監事 1人以上6人以下
- 2 理事のうち、1人を理事長とし、若干名を副理事長とすることができる。

(選任等)

第14条 理事及び監事は運営委員会より推薦された者を理事会において選任し、総会に報告する。

- 2 理事長及び副理事長は、理事の互選とする。
- 3 監事は、理事又はこの法人の職員を兼ねることができない。
- 4 役員のうちには、それぞれの役員について、その配偶者若しくは3親等以内の親族が1人を超えて含まれ、又は当該役員並びにその配偶者及び3親等以内の親族が役員総数の3分の1を超えて含まれることにはならない。

(職務)

第15条 理事長は、この法人を代表し、その業務を総括する。

- 2 副理事長は、理事長を補佐し、理事長に事故あるとき又は理事長が欠けたときは、理事長があらかじめ指名した順序によって、その職務を執行する。
- 3 理事は、理事会を構成し、この定款の定め、総会及び理事会の議決に基づき、この法人の業務を執行する。
- 4 監事は、次に掲げる職務を行う。
 - (1) 理事の業務執行の状況を監査すること。
 - (2) この法人の財産の状況を監査すること。

- (3) 前2号の規定による監査の結果、この法人の業務又は財産に関し不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実があることを発見した場合には、これを総会又は所轄庁に報告すること。
- (4) 前号の報告をするため必要がある場合には、総会を招集すること。
- (5) 理事の業務執行の状況又はこの法人の財産の状況について、理事に意見を述べること。

(任期等)

第16条 役員は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

- 2 補欠のため、又は増員によって就任した役員は、それぞれの前任者又は現任者の任期の残存期間とする。
- 3 役員は、辞任又は任期満了後においても、後任者が就任するまでは、その職務を行わなければならない。

(欠員補充)

第17条 理事又は監事のうち、その定数の3分の1を超える者が欠けたときは、遅滞なくこれを補充しなければならない。

(解任)

第18条 役員が次の各号のいずれかに該当するときは、運営委員会において運営委員総数の3分の2以上の議決により、これを解任することができる。この場合、その役員に対し、議決の前に弁明の機会を与えなければならない。

- (1) 心身の故障のため、職務の遂行に堪えないと認められるとき。
- (2) 職務上の義務違反、その他役員としてふさわしくない行為があったとき。

(報酬等)

第19条 役員は、その総数の3分の1以下の範囲内で報酬を受けることができる。

- 2 役員には、その職務を執行するために要した費用を弁償することができる。
- 3 前2項に関し必要な事項は、理事会の議決を経て、理事長が別に定める。

第5章 会議

(種別)

第20条 この法人の会議は、総会及び理事会の2種とする。

- 2 総会は、通常総会及び臨時総会とする。

(構成)

第21条 総会は、正会員をもって構成する。

- 2 理事会は理事をもって構成する。
- 3 監事は、理事会に出席し、意見を述べることができる。

(権能)

第22条 総会は、次の事項について議決する。

- (1) 定款の変更
- (2) 解散
- (3) 合併
- (4) 事業報告及び収支決算に関する事項
- (5) その他この法人の運営に関する重要事項

2 理事会は、この定款で定めるもののほか、次の事項について議決する。

- (1) 総会に付議すべき事項
- (2) 総会の議決した事項の執行に関する事項
- (3) 事業計画及び収支予算に関する事項
- (4) 多額の金銭の借入れその他新たな義務の負担及び重要な財産の処分
- (5) その他総会の議決を要しない会務の執行に関する重要事項

(開催)

第 23 条 通常総会は、年 1 回、毎事業年度終了後すみやかに開催する。

2 臨時総会は、次の各号のいずれかに該当する場合に開催する。

- (1) 理事会が必要と認め招集の請求をしたとき。
- (2) 正会員総数の 5 分の 1 以上から会議の目的である事項を記載した書面をもって招集の請求があったとき。
- (3) 第 15 条第 4 項第 4 号の規定により、監事から招集があったとき。

3 理事会は、次の各号のいずれかに該当する場合に開催する。

- (1) 理事長が必要と認めたとき。
- (2) 理事総数の 3 分の 1 以上から会議の目的である事項を記載した書面をもって招集の請求があったとき。

(招集)

第 24 条 会議は、前条第 2 項第 3 号の場合を除き、理事長が招集する。

2 理事長は、前条第 2 項第 1 号及び第 2 号の規定による請求があったときは、その日から 30 日以内に臨時総会を招集しなければならない。

3 理事長は、前条第 3 項第 2 号の規定による請求があったときは、その日から 14 日以内に理事会を招集しなければならない。

4 会議を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面又は電磁的方法をもって、少なくとも 5 日前までに通知しなければならない。ただし、理事会においては、議事が緊急を要すると理事長が認める場合はこの限りではない。

(議長)

第 25 条 会議の議長は、理事長、又は理事長が指名した者がこれに当たる。

(定足数)

第 26 条 総会は、正会員総数の 2 分の 1 以上の出席がなければ開会することができない。

2 理事会は、理事総数の 2 分の 1 以上の出席がなければ開会することができない。

(議決)

第 27 条 会議における議決事項は、第 24 条第 4 項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。ただし、議事が緊急を要するもので、出席した正会員又は理事（以下「構成員」という。）の 2 分の 1 以上の同意があった場合はこの限りではない。

2 会議の議事は、この定款に規定するもののほか、それぞれ出席した構成員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

3 理事長は、簡易な事項又は急を要する事項について、理事が書面又は電磁的方法により、賛否を示すことにより、理事会の議決とすることができる。

4 理事又は正会員が総会の目的である事項について提案した場合において、当該提案につき正会員の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、当

該提案を可決する旨の総会の決議があったものとみなすことができる。

また、総会の目的である事項のすべてについての提案を可決する旨の総会の決議があったものとみなされた場合には、その時に当該総会が終結したものとみなす。

(表決権等)

第28条 会議における各構成員の表決権は、平等なるものとする。

- 2 やむを得ない理由のため会議に出席できない構成員は、あらかじめ通知された事項について書面又は電磁的方法により表決することができる。また、総会においては、他の正会員を代理人として表決を委任することができる。
- 3 前項の規定により表決した構成員は、第26条、前条第2項、次条第1項及び第37条第1項の適用については、会議に出席したものとみなす。
- 4 会議の議決について、特別の利害関係を有する構成員は、その議事の議決に加わることができない。

(議事録)

第29条 会議の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 日時及び場所
 - (2) 構成員総数及び出席者数並びに理事会における出席者氏名(書面又は電磁的方法による表決者又は表決委任者がある場合にあっては、総会においてはその数、理事会においてはその旨を付記すること。)
 - (3) 審議事項
 - (4) 議事の経過の概要及び議決の結果
 - (5) 議事録署名人の選任に関する事項
- 2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人1人以上が署名又は記名押印しなければならない。
- 3 前2項の規定にかかわらず、正会員全員が書面または電磁的記録により同意の意思表示をしたことにより、総会の議決があったとみなされた場合においては、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。
- (1) 総会の議決があったとみなされた事項の内容
 - (2) 前号の事項の提案をした者の氏名または名称
 - (3) 総会の議決があったものとみなされた日
 - (4) 議事録の作成にかかる職務者の氏名

(運営委員会)

第30条 この法人に運営委員会を置く。

- 2 運営委員は理事会で選任する。
- 3 運営委員会の設置、運営及び職掌に関する詳細は、理事長が別途定める。
- 4 理事会が、次の各号に定める事項について議決する場合には、運営委員会の同意を得なければならない。
 - (1) 第22条第2項第1号、第3号及び第4号に規定する事項
 - (2) その他理事長が別途定める事項

第6章 資産及び会計

(資産の構成)

第31条 この法人の資産は、次の各号に掲げるものをもって構成する。

- (1) 設立当初の財産目録に記載された資産

- (2) 会費
- (3) 寄付金品
- (4) 財産から生じる収入
- (5) 事業に伴う収入
- (6) その他の収入

(資産の管理)

第 32 条 この法人の資産は、理事長が管理し、その方法は、理事会の議決を経て、理事長が別に定める。

(会計の原則)

第 33 条 この法人の会計は、次に掲げる原則に従って行うものとする。

- (1) 会計簿は、正規の簿記の原則に従って正しく記帳すること。
- (2) 財産目録、貸借対照表及び収支計算書は、会計簿に基づいて収支及び財政状態に関する真実な内容を明りょうに表示したものとする。
- (3) 採用する会計処理の基準及び手続については、毎事業年度継続して適用し、みだりにこれを変更しないこと。

(暫定予算)

第 34 条 やむを得ない理由により予算が成立しないときは、理事長は、理事会の議決を経て、予算成立の日まで前事業年度の予算に準じ収入支出することができる。

2 前項の収入支出は、新たに成立した予算の収入支出とみなす。

(事業報告及び収支決算)

第 35 条 この法人の事業報告及び収支決算は、毎事業年度ごとに理事長が事業報告書、収支計算書、貸借対照表及び財産目録等として作成し、監事の監査を経て、その年度終了後すみやかに総会の承認を得なければならない。

(事業年度)

第 36 条 この法人の事業年度は、毎年 4 月 1 日に始まり翌年 3 月 31 日に終わる。

第 7 章 定款の変更、解散及び合併

(定款の変更)

第 37 条 この法人が定款を変更しようとするときは、総会に出席した正会員の 3 分の 2 以上の議決を得なければならない。

2 定款の変更は、次に掲げる事項を除いて所轄庁の認証を得なければならない。

- (1) 主たる事務所の所在地及びその他の事務所の所在地(所轄庁の変更を伴わないものに限る。)
- (2) 資産に関する事項
- (3) 公告の方法
- (4) 役員の定数
- (5) 会計に関する事項
- (6) 事業年数
- (7) 解散に関する事項(残余財産の帰属すべき者に係る事項をのぞく)
- (8) その他、法律上定款に記載することが義務づけられていない事項

(解散)

第 38 条 この法人は、次に掲げる事由により解散する。

- (1) 総会の決議
- (2) 目的とする特定非営利活動に係る事業の成功の不能
- (3) 正会員の欠亡
- (4) 合併
- (5) 破産手続開始の決定
- (6) 所轄庁による設立の認証の取消し

2 前項第 1 号の事由によりこの法人が解散するときは、正会員総数の 3 分の 2 以上の承諾を得なければならない。

3 第 1 項第 2 号の事由により解散するときは、所轄庁の認定を得なければならない。

(残余財産の帰属)

第 39 条 この法人が解散(合併又は破産手続開始の決定による解散を除く。)したときに残存する財産は、法第 11 条第 3 項に規定するものから総会において選定したものに帰属する。

(合併)

第 40 条 この法人が合併しようとするときは、総会において正会員総数の 3 分の 2 以上の議決を経、かつ、所轄庁の認証を得なければならない。

第 8 章 公告の方法

(公告の方法)

第 41 条 この法人の解散事由に係る公告は、この法人の掲示場に掲示するとともに、官報に掲載して行う。ただし、貸借対照表の公告については、この法人のホームページに掲載して行う。

第 9 章 雑則

(細則)

第 42 条 この定款の施行について必要な細則は、理事会の議決を経て、理事長がこれを定める。

附 則

- 1 この定款は、この法人の成立の日から施行する。
- 2 この法人の設立当初の役員は、次に掲げる者とする。

理事長	三橋 紀子
副理事長	増田一行
副理事長	飯岡金吾
副理事長	標 美奈子
理事	本間紀夫
理事	田中卓己
理事	伏木幸江
理事	蒲谷新一
理事	奥田俊衛
理事	渡邊正英
理事	田附園子
理事	清藤千尋

理事	鈴木慎也
理事	高城邦正
監事	小館祐一
監事	若栗恭子

- 3 この法人の設立当初の役員の任期は、第 16 条第 1 項の規定にかかわらず、成立の日から平成 23 年 6 月 30 日までとする。
- 4 この法人の設立当初の事業計画及び収支予算は、第 22 条第 2 項第 3 号の規定にかかわらず、設立総会の定めるところによるものとする。
- 5 この法人の設立当初の事業年度は、第 36 条の規定にかかわらず、成立の日から平成 22 年 3 月 31 日までとする。
- 6 この法人の設立当初の会費は、第 8 条の規定にかかわらず、次に掲げる額とする。
年会費 正会員 年 0 円

附 則

- 1 この定款は、平成 24 年 9 月 21 日から施行する。

附 則

- 1 この定款は、平成 30 年 5 月 31 日から施行する。

附 則

- 1 この定款は、令和元年 9 月 9 日から施行する。